

運営委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における運営委員会（以下、「本委員会」という。）の運営要領を定める。

(位置付け)

第2条 本委員会は、理事会の下で、普及・啓発部門、研究部門、国際部門、事業部門、及び事務局と十分な連携を取り、NPO・LSAの運営活動を行う。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長、副委員長及び委員より構成する。委員長は、本会を代表し統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は代行する。

本委員会は、下記のメンバーで構成する。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 1名
- ③ 委員 必要に応じて公募の上、委員長が定める。

(任期及び選任)

第4条 本委員会の委員長、副委員長、及び委員の任期は原則2年とし、総会後の理事会で選任されたのち、翌々年度の総会までとする。再任は妨げない。

- ① 委員長は、理事会が選任する。
- ② 副委員長は委員長が選任し、理事会に報告する。
- ③ 委員は、必要に応じて公募の上、委員長が選任する。
- ④ 委員長が任期途中で退任する場合は、理事会が後任を選任する。副委員長、及び委員が任期途中で退任する場合は、本委員会において後任を選定する。副委員長については理事会に報告する。

(業務)

第5条 本委員会は、定款第5条に定める事業が円滑に進行するよう総務に係る下記の業務を実施する。

- ① 全体予算計画の作成に関する事項
- ② 各種規程類の検討及び作成に関する事項
- ③ 全体予算の管理及び実施確認に関する事項
- ④ 特許に関する事項
- ⑤ 会員の活動に関するリスク管理に関する事項

⑥ その他の委員会に属さない事項

(要領の改廃)

第6条 本要領の改廃は、運営委員会が起案し理事長が承認する。

付 則 この要領は、平成25年4月1日より施行する。

改定履歴

令和元年7月31日改定

2021年9月16日改定

